

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	秋田県		
計画期間 実施期間	H23～H25 H23～H25	総事業費(交付金)	109,917(94,757)千円(60,062(51,728)千円)

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	本活性化計画は、定住等の促進に資する農業の振興を図るための生産基盤の整備に関する事業を実施することにより、地域が有する多面的機能の維持・保全や優良農地の確保、担い手の育成・確保を図り、地域農業の持続的な発展を目指すものである。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	本計画における目標値は県の「ふるさと秋田元気創造プラン」における施策との整合性が図られている。また、市町村が策定する総合計画等に基づいている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適	本計画事業は土地改良事業として地元の合意形成が図られたものである。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	適	本計画事業は土地改良事業として地元の合意形成が図られたものである。
事業の推進体制は確立されているか	適	本計画事業地区は市町村における事業実施・支援体制をもとより、地元受益者をはじめとする推進体制が整備されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	本計画事業地区は生産基盤の整備により安定した農業経営を図り、農業従事者の定住を目指すものであり、個別の事業活性化計画目標も適切に設定しており、事業内容との整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	適	平成23～25年度(実施期間3カ年)の実施地区は1地区(洞ヶ根地区)、平成23～24年度(実施期間2カ年)の実施地区は1地区(小神成太田地区)、平成23年度(実施期間1カ年)の実施地区は6(7)地区(カラムシ倍地区、吉田地区、平沢地区、柴野地区、平根地区、栄南部地区)、平成24年度(実施期間1カ年)の実施地区は6(2)地区(下田平地区、芦崎地区、山谷地区、高屋敷地区、三条川原地区、湯野十二峠地区)としているので事業効果は着実に発現され、活性化計画の目標達成及び確認には支障無い。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	適	交付金要望額は適切に算定されている。(1地区(平沢地区)を除き全て六法指定地域 55%)

2 個別事業について

基盤整備促進(農業用排水施設)事業地区

項 目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	新規に取り組む地区である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当無し
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	適	農業用排水路はコンクリート二次製品であり、「土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数」より耐用年数が30年(20~40年の中間値)である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	「新たな土地改良の効果算定マニュアル」により適正に費用対効果を算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	1.0以上となっている。(洞喰地区 1.50)
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容は農業用排水施設、事業実施主体は市町村及び土地改良法第95条第1項の規定により土地改良事業を行なう者である。また、受益面積が53.3haであり、5ha以上あるので実施要綱の要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	事業実施主体は土地改良法第95条第1項の規定により土地改良事業を行なう者である。(資格者69名)
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当無し
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	該当無し
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当無し
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	受益地における農業用水量を適正に算出し、計画断面等を決定している。
施設の利用や運営等にあって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	—	該当無し
事業費積算等は適正か		
過大な積算としないか	適	農業用水量を適正に算出し、計画断面を決定し、実施単価表(秋田県建設交通部、秋田県農林水産部制定)により積算を行なっている。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の断面で設計しているため、最も安価な計画となっている。
附属施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当無し
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当無し

整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	適	設置目的は農業者(受益者)のためであり、利便性の向上も図られる。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	既存の水路敷地内にコンクリート二次製品を設置するのみで、拡幅や路線の振り替えは計画していないことから施設用地は確保されている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当無し
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	—	該当無し
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当無し
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当無し
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当無し
1年を通して運営される施設であるか	—	該当無し
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当無し
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	積立金を事業負担金にあてる計画。
入札方式は一般競争入札若しくはこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、理由は明確か	適	指名競争入札 洞喰地区土地改良共同施行で全業者に入札公告するのは困難であり、指名競争入札を行う予定である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適	現況施設(土水路)の維持管理も予定管理者である地元の水利組合が行なっている。水利組合では維持管理に掛かる経費を計上し適正に維持管理している。よって事業実施後の維持管理も適正に行われると判断する。
取支を伴う施設等にあつては取支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当無し
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当無し
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか(ある場合には、事業名を記載すること)	適	重複申請はない

注)項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	秋田県		
計画期間 実施期間	H23～H25 H23～H25	総事業費(交付金)	109,917(94,757)千円(60,062(51,728)千円)

2 個別事業について

地形図作成

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	新規に取り組む地区である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当無し
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	—	該当無し
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	費用対効果算定要領第2の3により、投資効率を1.0と見なす。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	費用対効果算定要領第2の3により、投資効率を1.0と見なす。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業実施主体は市町村及び土地改良区、受益面積はすべて5ha以上、実施後1～2年で経営体育成基盤整備事業を実施する計画であり、実施要綱の要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	基盤整備事業予定地区における調査、計画、換地作業及び施工のすべての部門にわたって基本となるべき地形図を作成するものであるため、個人に対する交付でなく、目的外使用のおそれもない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当無し
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	該当無し
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当無し
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当無し
施設の利用や運営等にあって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	—	該当無し

事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	見積徴収等により適正に算定している。
建設・整備コストの低減に努めているか	—	該当無し
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当無し
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当無し
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—	該当無し
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	—	該当無し
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当無し
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	—	該当無し
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当無し
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当無し
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当無し
1年を通して運営される施設であるか	—	該当無し
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当無し
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	計画策定年度(当初H23、変更H24)に議決(議会、総会)し予算措置している地区はカラムシ岱地区、吉田地区、芦崎地区、平沢地区、柴野地区、平根地区、山谷地区、三条川原地区、湯野十二峠地区、栄南部地区 計画承認後(当初H23、変更H24)に議決される地区は下田平地区、小神成太田地区。
入札方式は一般競争入札若しくはこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、理由は明確か	適	一般競争入札予定地区はカラムシ岱地区、吉田地区、柴野地区、平根地区、山谷地区、三条川原地区、小神成太田地区。事業実施主体の入札契約方式で指名競争入札を予定している地区は、下田平地区(公募型指名競争)、芦崎地区、平沢地区、湯野十二峠地区、栄南部地区。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	—	該当無し
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当無し

他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当無し
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか (ある場合には、事業名を記載すること)	適	重複申請はない

注) 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	秋田県		
計画期間 実施期間	H23～H25 H23～H25	総事業費(交付金)	109,917(94,757)千円(60,062(51,728)千円)

2 個別事業について

農用地等集団化

項 目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	新規に取り組む地区である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当無し
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	—	該当無し
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	費用対効果算定要領第2の3により、投資効率を1.0と見なす。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	費用対効果算定要領第2の3により、投資効率を1.0と見なす。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業実施主体は市町村及び土地改良区、受益面積はすべて5ha以上、実施後1～2年で経営体育成基盤整備事業を実施する計画であり、実施要綱の要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	換地計画を定める土地改良事業を予定している地区であるので、個人に対する交付ではない。目的外使用のおそれもない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当無し
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	該当無し
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当無し
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当無し
施設の利用や運営等にあって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	—	該当無し

事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	(H16年まで)国から示されていたha当たり単価で適正に算定している。
建設・整備コストの低減に努めているか	—	該当無し
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当無し
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当無し
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—	該当無し
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	—	該当無し
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当無し
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	—	該当無し
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当無し
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当無し
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当無し
1年を通して運営される施設であるか	—	該当無し
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当無し
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	計画策定年度(当初H23、変更H24)に議決(議会、総会)し予算措置する地区は芦崎地区、平沢地区、柴野地区、平根地区、山谷地区、三条川原地区、湯野十二峠地区、栄南部地区。 計画承認後(当初H23、変更H24)に議決される地区はカラムシ岱地区、吉田地区、下田平地区、高屋敷地区、小神成太田地区。
入札方式は一般競争入札若しくはこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付かない場合は、理由は明確か	適	一般競争入札予定地区は柴野地区、平根地区。指名競争入札を予定地区は下田平地区、芦崎地区。その他地区(カラムシ岱地区、吉田地区、平沢地区、山谷地区、高屋敷地区、三条川原地区、小神成太田地区、湯野十二峠地区、栄南部地区)は事業の特異性から単独随意契約を予定している。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	—	該当無し
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当無し

他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当無し
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか (ある場合には、事業名を記載すること)	適	重複申請はない

注)項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。